

北海道のきれいな空気の施設登録事業実施要領

第1 目 的

北海道たばこ対策実施要綱第4の5に基づき、多数の者が利用する施設における官民一体となった受動喫煙防止対策を推進するため、屋内禁煙に取り組む第二種施設に対し、ステッカーを交付するとともに、道のホームページによる紹介などを通じて積極的に禁煙に取り組む施設であることを社会的に評価することにより、健康増進法において原則屋内禁煙とされている第二種施設の取組促進を図り、もって、道民の健康の増進に資することを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室・地域保健室（以下「保健所」という。）とする。

第3 対 象

この事業の対象となる施設は、保健所が所管する市町村（保健所設置市を除く）に所在する施設であって、健康増進法第28条第5号に規定する第一種施設を除く別表に掲げる施設とする。

第4 定 義

「北海道のきれいな空気の施設」（以下「きれいな空気の施設」という。）とは、第3に定める施設であって、第6に定める禁煙が適正に実施されている施設として登録されたものをいう。

第5 事業内容

保健所は、「きれいな空気の施設」登録制度の普及を図るとともに、登録施設を道のホームページで紹介するなど登録施設の管理権原者又は管理者（以下「管理権原者等」という。）と協力し、受動喫煙防止対策を推進するものとする。

第6 禁煙の取組

「きれいな空気の施設」の管理権原者等は、建物内の喫煙を常に禁止すること。

第7 登録の届出

- 1 「きれいな空気の施設」の登録を希望する施設の管理権原者等は、登録届出書（別紙様式1）を当該施設の所在地を所管する保健所長に提出する。
- 2 上記1の登録を希望する施設が複数あり、登録届出書を提出すべき保健所が複数となる場合にあっては、施設の管理権原者等は、登録届出書を一括して保健福祉部健康安全局地域保健課（以下「地域保健課」という。）へ提出できるものとする。
- 3 上記2の登録届出書の提出があったときは、地域保健課は、各施設に係る登録届出書を速やかに各施設の所在地を所管する保健所に送付しなければならない。

第8 登録及びステッカーの交付等

- 1 保健所は、施設の管理権原者等から登録届出書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を

行い、届出内容が適正であることを確認した場合は、「きれいな空気の施設」として登録し、登録表（別紙様式 2）に記載した後、当該登録された施設（以下「登録施設」という。）の管理権原者等に対し、ステッカーを交付するものとする。

- 2 上記 1 の登録に当たり、登録施設の管理権原者等の同意が得られた場合、地域保健課及び保健所は、当該登録施設に係る登録届出書の内容をそれぞれのホームページに掲載するものとする。

第 9 登録事項の変更

- 1 登録施設の管理権原者等は、登録届出書の記載事項（以下「登録事項」という）に変更があったときは、変更届出書（別紙様式 3）を当該登録施設の所在地を所管する保健所長に提出するものとする。
- 2 上記 1 において、当該変更届出書を提出すべき保健所が複数あるときは、第 7 の 2 及び 3 の規定を準用する。

第 10 登録の取り消し

- 1 登録施設の管理権原者等は、当該登録施設において禁煙をやめるときは、登録取消届出書（別紙様式 4）を当該登録施設の所在地を所管する保健所長に提出し、ステッカーを除去しなければならない。
- 2 上記 1 において、当該登録取消届出書を提出すべき保健所が複数あるときは、第 7 の 2 及び 3 の規定を準用する。
- 3 保健所長は、上記 1 の届出があったときは、当該登録施設の登録を取り消すものとする。
- 4 保健所長は、登録施設が第 6 に掲げる内容に合致していないことを確認したときは、当該登録施設の登録を取り消すことができるものとする。

第 11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 関係）

対象施設	番号	施設区分	具体的な施設種別
健康増進法第 28 条第 6 号に規定する第二種施設（飲食店及び喫茶店を除く）	1	社会福祉施設等	社会福祉施設 等
	2	体育施設・娯楽施設	体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、野球場等のスポーツ施設、映画館、公園等
	3	社会・文化施設	文化施設、市（町）民会館、公民館、美術館等
	4	小売業・サービス業等店舗	百貨店、スーパー、ドラッグストア、理・美容室 等
	5	公共交通機関等	鉄軌道駅、バスターミナル、道の駅 等
	6	ホテル・旅館等の宿泊施設	ホテル、旅館、民宿、ペンション 等
	7	金融機関	銀行 等
	8	事務所・会社等	一般企業等の事務所、一般企業等の施設（工場等） 等
	9	官公庁等	国立施設、道立施設、市町村立施設 等
	10	公衆浴場・日帰り温泉	

※ 健康増進法第 28 条第 5 号に規定する第一種施設は除く